

岩手県告示第 11 号

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 1 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和 58 年岩手県告示第 1328 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定</u>に該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から<u>営業用資産</u>を承継した者</p> <p>(3) <u>名簿に登載されていた者が当該名簿へ登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人</u></p> <p>(4) <u>名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者</u></p> <p>(2) <u>県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者</u></p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から<u>営業又は事業の全部又は一部</u>を承継した者</p> <p>(3) <u>営業又は事業の一部を譲渡した者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>前条第 2 項第 2 号の規定により、資格審査を受けることができなかった者で、県税等を納付した者</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 20 年 1 月 17 日から施行し、この告示による改正後の建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の規定は、平成 20 年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出について適用する。